

【名取市税よもやまばなし・第6回】

今回は、
【森林環境税（国税）】
のお話です。

タックス君： 令和6年度から課税される税金があるって聞いたのだけど本当？

税子さん： 「森林環境税(国税)」のことね

タックス君： どういう税金なの？

税子さん： 森林は、様々な場面で、私たちの暮らしを支えてくれているの。例えば、温室効果ガスの削減、自然災害の防止、水資源の貯水浄水とかね。森林環境税は、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、令和元年度に創設された国税なの。
令和6年度からは個人に対して年額1,000円が課税されるのよ

タックス君： どうやって、納めるのかな？

税子さん： 市民税・県民税と併せて市が徴収するのよ。
市役所から「市民税・県民税・森林環境税納税通知書」が届いたらその時に確認してみてね

タックス君： 僕たち1人1人が森林を守っていくことにつながるんだね。

税子さん： そうね。市のホームページをみると、さらに詳しく知ることができるよ

令和6年度から森林環境税（国税）の課税が始まります

<https://www.city.natori.miyagi.jp/page/1525.html>



名取市総務部税務課市民税係

電話 022-724-7114